

広島地下街開発㈱及び広島駅南口開発㈱の経営改革プラン策定支援業務に係る  
公募型プロポーザル手続開始の公示

令和6年12月16日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

(1) 業務名

広島地下街開発㈱及び広島駅南口開発㈱の経営改革プラン策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「広島地下街開発㈱及び広島駅南口開発㈱の経営改革プラン策定支援業務 基本仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年7月31日まで

ただし、受注者が業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施していないなどとして、発注者が一定の期間を定めて是正を勧告し、当該期間中に是正しなかった場合には、期間の満了を待たずに契約を解除すること又は契約を締結しないものとする（この場合、受注者の損害に対しては、発注者は一切賠償しない。）。

(4) 事業費

本業務に係る費用は42,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内で応募者が提案した額とする。

(5) 契約担当課

広島市企画総務局行政経営部行政経営課出資法人経営改革推進室（本庁舎9階）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL 082-504-2978 Fax 082-504-2372

E-mail shusshi@city.hiroshima.lg.jp

2 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「広島地下街開発㈱及び広島駅南口開発㈱の経営改革プラン策定支援業務に係る公募型プロポーザル説明書（以下「プロポーザル説明書」という。）による。

3 応募資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこととする。複数の者で構成する共同企業体としての参加も認めるが、参加する共同企業体の構成員となる者の単体企業としての参加は認めない。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 4 及び広島市契約規則（昭和 39 年広島市規則第 28 号）第 2 条の規定に該当していない者であること。
- (3) 広島市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、法令に基づく営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 19 条第 3 項の規定による公表が現に行われている者
  - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

#### 4 プロポーザル説明書等の配布方法

プロポーザル説明書等は、広島市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報 トップページ」→ページ右の「プロポーザル・コンペの案件情報」→ページ右の「令和 6 年度 方式・案件名」からダウンロードすることができる。

ただし、基本仕様書等以外の別添資料（広島地下街開発㈱及び広島駅南口開発㈱の決算書（過去 5 年分）、組織体制図）については、受領を希望する者にデータで提供するため、別添資料受領申請書兼誓約書（様式 8）を記入の上、前記 1 (5) の契約担当課に提出すること（メールでの提出可）。

なお、ホームページでダウンロードができない場合等は、次により配布する。

##### (1) 配布期間

公示日から令和 6 年 1 2 月 2 3 日（月）までの閉庁日を除く日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

##### (2) 配布場所

前記 1 (5) の契約担当課

#### 5 応募資格確認申請書等の提出

##### (1) 提出期間

公示日から令和 6 年 1 2 月 2 3 日（月）までの閉庁日を除く日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

##### (2) 提出場所

前記 1 (5) の契約担当課

##### (3) 提出方法

応募資格確認申請書（様式 1）を始め必要な書類を持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）にて提出すること。

(4) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請書等必要書類の受理・確認後、確認結果を応募者に速やかに書面又は電子メールにて通知する。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

公示日から令和6年12月23日（月）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付場所

前記1(5)の契約担当課

(3) 受付方法

質問書（様式6）に記入の上、電子メールで提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問者に直接回答するほか、前記1(5)の契約担当課において、令和6年12月27日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

7 提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年1月14日（火）午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記1(5)の契約担当課

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

8 審査

(1) 広島地下街開発(株)及び広島駅南口開発(株)の経営改革プラン策定支援業務プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 審査基準・方法

プロポーザル説明書による。

(3) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに応募者全員に書面にて当該応募者に係る審査結果を通知する（令和7年1月下旬を予定）。

9 その他

(1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 次に掲げる応募は、無効とする。

ア 本件公示に示した応募に参加する者に必要な資格のない者がした応募

イ 提案書等に虚偽の記載をした者若しくはその他不正の行為をした者がした応募

(3) その他、詳細はプロポーザル説明書による。